

協議事項

各協議事項について、次のとおり提出する。

平成14年11月19日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦夫

協議第1号 合併の方式について

一の宮町、阿蘇町、産山村、波野村を廃し、その区域をもって新しい市(町)を設置する新設合併(対等合併)とする。

平成 年 月 日確認

協議第2号 合併の期日について

- 案 合併の期日は平成 年 月 日とする。
- 案 合併の期日は平成 年 月 日までの間で再度協議する。
- 案 阿蘇中部4町村は、合併により(市・町)制施行を目指すものとし、合併の期日は平成 年 月 日までの間で別途協議する。
- 案 阿蘇中部4町村は、合併により(市・町)制施行を目指すものとし、合併の期日は(国の動きを見ながら)別途協議する。

平成 年 月 日確認

協議第3号 議員の定数及び任期の取扱いについて

- 案 (在任特例を適用)
議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、合併後()年()月間、引き続き新市(町)の議会の議員として在任する。
- 案 (定数特例を適用)
議会議員の定数及び任期については、公職選挙法に基づき、合併の日から50日以内に設置選挙を行うものとし、新市(町)の議員の定数は市町村の合併の特例に関する法律第6条の規定を適用し(52)人(以内)とする。
- 案 (原則選挙を実施)
議会議員の定数及び任期については、公職選挙法に基づき、合併の日から50日以内に設置選挙を行うものとし、新市(町)の議員の定数については市町村の合併の特例に関する法律第6条の規定を適用しない。

平成 年 月 日確認

協議第4号 中小選挙区導入の必要性について

案 - 1 (在任特例との併用)

a 新市(町)における選挙区の設置については、新市(町)において協議する。

b 新市(町)においては、公職選挙法第15条第6項の規定により選挙区を設置するものとする。

案 - 1 (定数特例との併用)

a 新市(町)においては、公職選挙法第15条第6項の規定により選挙区を設置するものとする。

b 新市(町)においては、公職選挙法第15条第6項の規定により選挙区を設置するものとする。各選挙区ごとの議員の定数については公職選挙法施行令第9条の規定により、人口に比例しないで定めるものとし、合併までに調整する。

平成 年 月 日確認

協議第5号 三役及び教育長の身分の取扱いについて

市(町)長のほか、常勤の特別職として助役、収入役、教育長を置く。

特別職の組織体制、給料、手当等については、類似団体等を調査の上4町村の長で調整する。

平成 年 月 日確認

提案事項

次回協議事項について、次のとおり提出する。

平成14年11月19日

阿蘇中部4町村合併推進協議会会長 河崎 敦夫

地域審議会について

市町村の合併の特例に関する法律第5条の4に基づく、地域審議会を新市（町）において設置する。

地域審議会については、別紙（案）のとおりとする。

テレワークセンターの取扱いについて

テレワークセンター業務については現行どおりとする。

テレマーケティング業務については合併後にシステムを統一する。

ホームページについては合併後に統一する。

第3セクターの取扱いについて

第3セクターの取扱いについては現行どおりとし、合併後に統合について検討する。

電算システム事業の取扱いについて

電算システム事業については、合併時に新しい電算システムを構築し、住民サービスの低下を招かないよう調整する。